

ブロック塀等の耐震診断義務付け対象化(要安全確認計画記載建築物への追加)

要安全確認計画記載建築物

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が
避難路を指定

<対象建築物>

- ・倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある建築物
(高さ6mを超えるもの※)(右図参照)
- ・ただし、地方公共団体が状況に応じて規則で別の定めをすることが可能。 ※過大な規制とならないよう、通常の戸建て住宅等を対象外とする観点から設定

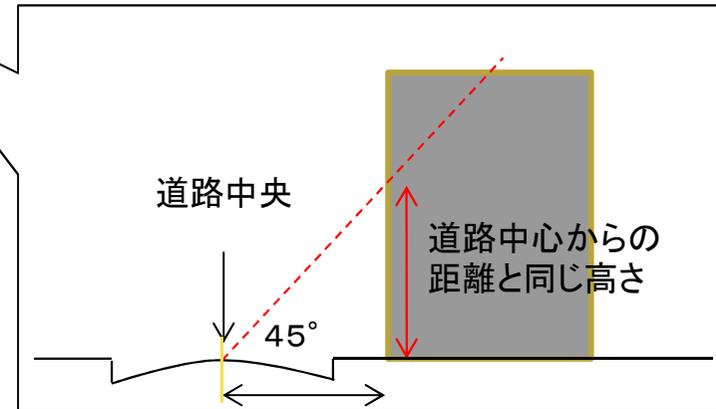
ロ 防災拠点建築物

都道府県が指定

<対象建築物>

- ・庁舎、病院、避難所となる体育館など
(避難所として利用する旅館・ホテルについても位置づけが可能)

耐震診断結果の報告期限：
地方公共団体が定める日まで



対象の追加

- 建築物に附属する塀についても、建築物本体と同様に、耐震診断義務付けの対象とする。(耐震改修促進法施行令等の改正)

(公布:平成30年11月30日、施行:平成31年1月1日)

<対象となる塀>

- ・倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある組積造※の塀 (※補強コンクリートブロック造を含む)
(前面道路中心線からの距離の1/2.5倍を超える高さのもの【0.8m超の範囲で地方公共団体が別途規定可能】)
- ・過大な規制となることを避ける観点から、一定の長さを超える塀
(小規模建築物の塀が対象外となるよう25m【8m以上25m未満の範囲で地方公共団体が別途規定可能】を超える長さのもの)

<対象とする効果>

- ・地方公共団体が定める期限までに診断対象を報告することが義務付けられ、同一期限の塀ごとに地方公共団体が結果を公表。
- ・避難路沿いの塀の義務付け状況に関し、国土交通省ホームページで定期的に状況を公開。

耐震診断義務付け対象となる塀のイメージ

